

捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
30	根室	落石

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
根室市落石東181	■■■■■■■■■■	タ641

【捕獲事業の目標】

根室市のエゾシカによる農業被害額は、生息数が減少傾向にあるここ数年においても依然高水準で推移している(H28年度:181百万円)。またエゾシカが関係する交通事故も多数発生している(H29年:56件)ほか、当該地域に近接するJR花咲線全線では列車支障発生件数(H28年度427件)が高水準となっている。

同地周辺では近年、長節(根釧東部森林管理署)、昆布盛(根室市)等で囲いわな、落石岬では根室市等による銃による一斉捕獲等が行われている状況下、同地については特定猟具使用禁止区域(銃)であり、銃猟による捕獲、許可捕獲についても実施されていない状況が長く続いてきたことなどを総合的に判断した結果、地域個体群の主な越冬地、逃避先のひとつとして利用されている可能性等を鑑み、昨年度、道による「平成29年度エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施した。

同事業については、目標頭数を捕獲することができたものの、当該地域周辺は例年になく少ない降雪、積雪量等も影響し、落石地域全体の捕獲数が一昨年度の40%程度までに落ち込む結果となった。このことを考慮するとともに、牧草地や森林の被害、昆布干場への進入等による漁業者への間接被害等も引き続き顕著であることから、同地において冬期間を中心に個体数調整を行い、各種被害減少に資することを目標とする。

【地区の概況】

条 件	状 況	
生 息 状 況	・地域個体群の主な越冬地、逃避先のひとつとみられる西側の国有林及びその周辺には、根室市、鳥獣保護監視員、地元有識者等への聞き取り調査の結果では、引き続き500頭~1000頭規模の越冬が推定されている。	
地 形	・JR落石駅南東方面に位置する海洋に突出した高台上の平坦地である。平坦地の中央部は国有林が大半を占めており、またその外縁部は広大な草地で構成されている。 ・国有林南部の民有地は牧場等として活用されており、広大な空隙地、そこにアクセスできる作業路がある。	
餌 資 源 量	・近接する国有林内の樹皮剥ぎや林床草本の補食痕も見られることから、これらを餌資源として利用していることに加え、牧場内で飼育されている馬の餌等も利用しているものと考えられる。	
周辺環境	希少動植物	・広域的には根室半島周辺は猛禽類の越冬地となっている。
	人間活動	・牧場内では馬の育成・放牧が行われている。 ・漁業用の昆布干場がある。 ・落石小・中学校が近接している。 ・JR花咲線及び落石駅に近接するとともに、道道落石港線1123号沿いにあり、地域住民の生活拠点となっている。

そ の 他	・東梅地区及び昆布盛で根室市、長節、花咲で根釧東部森林管理署（国）による捕獲（囲いわな）が、また落石岬では一斉捕獲（銃猟）が実施されている。
-------	--

【猟法・捕獲手法】

特定猟具使用禁止区域（銃）であることはもちろん、平坦地でバックストップの確保も困難であること等から銃猟による捕獲実施は困難。餌資源が乏しくなる冬期には牧草ロール等による誘引も可能であり、近隣の捕獲実績も考慮し、わな猟（囲いわな）による捕獲を行う。

猟法（捕獲手法）	実施期間	場所	目標頭数	考え方
わな猟 （囲いわな）	11月上旬 ～3月上旬	国有林に隣接する 牧場（民有地）	100頭	H28、H29年度の近隣捕獲数等を参考に、推定個体数（500頭）×増加率（約20%）で算出。

※実施にあつては周辺住民、小中学校への事前周知が必要。（落石小、中学校、落石各町会長）

【実施体制】

- ・捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・事業計画や事後検証について、関係機関からなる捕獲調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
わな猟（囲いわな）	<ul style="list-style-type: none"> ・確実な捕獲のため、捕獲実施前（1ヶ月程度）から事前の餌誘引を行うこと。誘引に使う餌は、牧草ロールやビートパルプ、穀類（ただしヒグマ誘引の危険性からコーン類を除く）等、地域の状況に応じたものによること。なお給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど、散逸しないようにすること。 ・囲いわなは、単管又は木杭、金網等によりエゾシカの衝突や強風に耐えうる構造で、囲い部の高さは2.7m以上とすることとする。囲いわな本体は100～300m²程度の広さで、追い込み部を備え、追い込み時の安全確保のため捕獲ゲートから追い込み部に向かって狭くなる構造を基本とするが、設置場所の状況に合わせた形状や大きさとする。また壁はブルーシートやコンクリート型枠合板などにより遮蔽し、柵の中から外が見えないようにすることとする。また、遠隔操作で閉鎖できる捕獲ゲートを設置するとともに、囲いわなへのエゾシカの侵入状況及び周辺部の出没状況を把握するため、監視カメラを設置し、適時、遠隔地から確認できることとする。 ・わなには、事業者名もしくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への道の入り口等、入込者や地域住民にもわかりやすい場所に設置し、周知することとする。なお、わなに設置する標識については、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦1.0cm以上、横1.0cm以上の文字で記載すること。 ・設置数については1基以上とし、設置期間は概ね90日以上とする。 ・見回りは2日に1回を基本とし、出没状況や採食状況を確認すると

	<p>ともに、必要に応じて誘引餌の補給や整理整頓等行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲実施にあたっては、他の鳥獣がいないことを確認するなど錯誤捕獲の防止に努めること。また万一錯誤捕獲を行った場合は、原則、放獣することとする。
--	---

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
民有地への立ち入り	—	民有地での捕獲等作業に伴う立ち入り	(地権者等)	地権者：佐々木徳治氏 利用者：佐々木徳太郎氏
国有林への立ち入り	入林届	国有林での捕獲等作業に伴う立ち入り	根釧東部森林管理署	

【有効活用】

捕獲個体については可能な限り有効活用することを想定。捕獲箇所において食肉事業者に生体のまま引き渡すこととする。

〈受入可能な処理施設〉

区分	対象	主な搬出先	住所
食肉活用	生体運搬が可能なもの	(有)ユック ※捕獲箇所において引き渡し	根室市花咲港 295 番 6
一般廃棄物処理	上記に該当しないもの	根室市ごみ埋立処理場	根室市月岡町 2 丁目 34 番地他